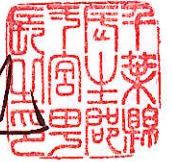


一宮町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第 5 号

一宮町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町国民健康保険条例施行規則（昭和34年一宮町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「禁錮又は懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

一宮町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町国民健康保険条例施行規則（昭和34年一宮町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「禁錮又は懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

一宮町国民健康保険条例施行規則（昭和34年一宮町規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補欠委員の委嘱等)</p> <p>第3条 町長は、協議会の委員が次の各号の一に該当するにいたった場合は、すみやかに補欠委員を任命し又は委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>禁錮</u>又は<u>懲役</u>に処せられたとき。</p>	<p>(補欠委員の委嘱等)</p> <p>第3条 町長は、協議会の委員が次の各号の一に該当するにいたった場合は、すみやかに補欠委員を任命し又は委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p>